附属書I

**業務実施要領**

第１　総則

* 1. 本要領は、委託者が委託する研修業務に関し、受託者が実施する業務が適正かつ円滑に実施されるよう、その内容を定めるものである。
	2. 研修委託契約に関する見積・契約管理・精算については、当機構ホームページに掲載している最新のガイドラインに従うものとする。
	[https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr\_japan/guideline.html](https://jpn01.safelinks.protection.outlook.com/?url=https%3A%2F%2Fwww.jica.go.jp%2Factivities%2Fschemes%2Ftr_japan%2Fguideline.html&data=05%7C01%7CMatsuyama.Mieko%40jica.go.jp%7C3b8b63d59e214413742408db300fc934%7Ceba9fc4255884d318a4e6e1bf79d31c0%7C0%7C0%7C638156616581003068%7CUnknown%7CTWFpbGZsb3d8eyJWIjoiMC4wLjAwMDAiLCJQIjoiV2luMzIiLCJBTiI6Ik1haWwiLCJXVCI6Mn0%3D%7C3000%7C%7C%7C&sdata=DuAkKGay2xzKwnnKljhEQhp%2Bz8Nj2nkzk%2B2UhuYoYg4%3D&reserved=0)
	3. 本要領及び上記（２）に定めていない事項については、受託者は随時委託者と協議のうえでその業務を進めるものとする。

第２　業務の内容

受託者は、別紙「研修実施計画書」に基づく研修の実施及びその運営に必要な以下の業務を、委託者と密接な連絡をとりながら実施するものとする。

1. 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
2. 講師・見学先・実習先の選定
3. 講義依頼、講師派遣等依頼及び研修教材作成依頼文書の作成・発信
4. 研修教材の利用許諾範囲や適法利用についての確認及びJICAへの報告
5. 講師・見学先への連絡・確認
6. JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
7. 講義室・会場等の手配
8. 使用資機材の手配（講義当日の諸準備を含む）
9. 研修教材の選定と準備（翻訳・印刷業務を含む）
10. 講師への参考資料の送付
11. 講師からの原稿等の取り付け、配布等の調整
12. 講師・見学先への手配結果の報告
13. 研修監理員との連絡調整
14. プログラム・オリエンテーションの実施
15. 研修員の技術レベルの把握
16. 研修員作成のレポート等の評価
17. 研修員からの技術的質問への回答
18. 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
19. 研修員との検討会（レポート発表会、意見交換会、評価会）の準備、出席
20. 閉講式実施補佐
21. 研修監理員からの報告聴取
22. 謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
23. 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
24. 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

第３　業務完了報告書、業務提出物の内容、提出方法及び提出期限

1. 業務完了報告書

（記載内容）

1. 案件の概要
2. 研修内容
3. 案件目標（アウトカム）と単元目標（アウトプット）の達成度
4. 研修案件に対する所見
5. 次年度へ向けた改善点及び提案
6. 業務提出物
7. 業務提出物一覧
8. 研修日程表
9. 著作物の利用条件一覧
10. 研修教材一式（上記3.に記載の動画等を含む教材（完成品）全て）

（特殊言語の教材利用の場合に記載）4.研修教材一式については、特殊言語に翻訳された教材の場合、内容が把握できる和文又は英文の資料を参考資料として添付する。当該参考資料は、著作権譲渡の対象外とする。

1. 情報廃棄報告書
2. 添付資料（適宜添付）
3. 添付資料一覧
4. 質問票のまとめ
5. 研修員アンケート結果、研修員個々の評価、研修員レポート　等
6. 提出方法
委託者が指定する方法で提出する。（電子データによる提出を含む）
7. 提出期限

　　履行期間終了日の10営業日前までに提出するものとする。

第４　打合簿の作成

　　研修委託契約約款（以下「約款」という。）第5条に定義する監督職員等の指示、承諾、協議又は確認は、その内容を打合簿（委託者指定様式）に記録し、業務責任者と監督職員等がそれぞれ一部ずつ保管するものとする。

第５　保有個人情報の取扱い

　　本契約履行期間終了後、研修員からの質問・相談に対応するために必要な保有個人情報については、約款第27条第1項第7号の適用を除外する。なお、保有個人情報を保持し続ける限り、約款第27条は契約終了後も引き続き適用される。

第６　著作権の取扱いに関する例外

* 1. 約款第23条第3項の規定にかかわらず、受託者が提出した業務提出物のうち、受託者又は第三者が本件研修のために新たに作成した著作物（教材及び動画）で、受託者又は第三者が原著作者となる著作物であって、本件研修の実施のために当該著作物に基づく二次的著作物が創作されていない場合、受託者が委託者に包括的な利用許諾を与えることを条件として、著作権譲渡の対象外とすることができる。
	2. 約款第23条第3項に基づき、約款第8条第3項に定める検査合格通知をもって、委託者に著作権が譲渡されることを予定する業務提出物のうち、研修教材、補助資料等及び研修動画については、監督職員が当該内容を確認したうえで、本件研修の実施に必要な範囲において、委託者を著作権者として表示するものとする。

別紙　研修実施計画書